

## 相 談 事 例

ID： 01-04-014

### 相談タイトル

シロアリ被害に対する瑕疵保証について

### Q：ご相談内容

新築引渡し後1年の自宅（住宅）。リビングの中木に空隙がある様な音がしたので触ってみるとシロアリ被害に遭っていた。驚いてハウスメーカーに連絡するとすぐ見に来てくれたが、社長から「シロアリが発生したのは建物の南側に花壇を作ったことが原因なので保証には該当しない。修繕費用は施主負担になる。」と言われてしまった。発生したシロアリはヤマトシロアリと判明し、瑕疵保証の中にヤマトシロアリは5年保証と記載されている。修繕費が保証対象外になることは納得できない。

### A：回答

保証内容に対象外の事項について記載がないこと、契約書に記載されている定期点検が実施されていない事実もありますので、これらのことを基に交渉を行うことは可能と思われます。契約書や保証書等の内容に関することとなりますので、ハウスメーカー側が拒んでいるとすると瑕疵保証（シロアリ被害保証）を履行させるための対応方法については弁護士等に相談をされ対応して下さい。